

# 桜台商店会規約

## 第1章 総則

### 第1条 名称

本会は、「桜台商店会」と称し、事務局を店舗に置く。

### 第2条 目的

本会は、桜台商店会の相互扶助の精神に基づき、本会に必要な共同事業を行うことにより、桜台商店会の健全なる発展とともに会員相互の親睦と福利をはかることを目的とする。

### 第3条 会員

- 1.本会の会員は桜台および近隣地域に出店するものが所定の手続きを成し、加盟するものである。
- 2.本会の会員は、廃業をした時は、会員の資格を失う。
- 3.この会の目的、事業の趣旨に賛同する個人または団体であって、本会が認めた場合は、賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は会員総会の議決権は有しない。

## 第2章 組織

### 第4条 組織

1.本会は、商店会の発展と商店会を通じ、町の発展に寄与する意志のあるものをもって組織する。

### 第5条 事業

本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1)売り出しに関する共同事業
- (2)宣伝広告に関する事項
- (3)会員および従業員の教育並びに福利厚生に関する事項
- (4)会員相互の親睦に関する事項
- (5)交通災害、火災予防、犯罪防止並びに災害救助に関する事項
- (6)保健衛生、環境衛生に関する事項
- (7)商店会振興に関する調査および研究
- (8)その他本会の目的を達成するために必要な事項

### 第6条 会費

本会は、第5条の事業を行うための会費を徴収する。

- 1.会費として一般会費および特別会費を徴収する。
- 2.賛助会員はこの会の事業活動を支援するため別に定める額を賛助会費として支払う。
- 3.前項の会費の額、その他徴収の時期および方法、その他必要な事項は常会において決定する。
- 4.既納の会費は返還しない。

### 第7条 事業年度

- (1)本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。
- (2)事業報告は担当役員、決算報告については、事業年度終了後、会計が作成し、監事の監査を受けたうえで役員会の承認を受けて、総会に提出し承認を受けなければならない。

## 第3章 役員

### 第8条 役員（令和元年度通常総会により改定 副会長3名以上>2名以上）

本会には次の役員を置く。

会長 1名 副会長2名以上 会計2名 監査1名 理事若干名

### 第9条 役員選挙

役員は本会会員が選挙もしくは推薦したものとし、総会において承認を得たものとする。

### 第10条 役員任期

- 1.役員任期は2年とする。但し再選を妨げない。
- 2.補欠のため選挙もしくは推薦された役員任期は前任者の残任期とする。
- 3.任期満了または辞任によって退任した役員は新役員が就任するまでなお役員の職務を行う。

### 第11条 役員職務

- 1.会長は本会を代表し会務を総括する。

- 2.副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がこれを代行する。
- 3.役員は任意の一般会員と共に常会を編成し、本会の重要案件につき審議する。
- 4.会計は本会の経理会計に関する事務を行う。
- 5.監査は本会の会計を監査する。

## 第4章

### 第12条 総会

- 1.総会は会員を以って構成され、定期総会と臨時総会に分ける。
- 2.定期総会は毎年度終了後2ヶ月以内に会長が召集し開催する。
- 3.臨時総会は常会の議決もしくは会員の3分の1以上の要請があるときは会長が召集し開催する。
- 4.総会の議長はその総会において出席会員のうちから選出する。

### 第13条 総会の付議事項

総会に付議する事項は次の通りとする。

- 1.予算および決済に関する事項
- 2.本会規約の変更
- 3.その他本会運営に必要な事項

### 第14条 総会の議事

- 1.総会の議事は会員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席会員の2分の1以上を以って有効とする。
- 2.この際、議長は議決権を行使してさしつかえない。
- 3.会員が代理人により議決権を行使しようとするときは、本会に委任状を提出しその代理人を証明することを要する。この際その代理人は、出席会員に限る。
- 4.総会、常会、役員会等の議事録は、そのつど議長または会長が指名して、記録を残すものとする。特に期間は定めない。

### 第15条 常会

- 1.常会は役員と任意の一般会員を以って構成し、会長がこれを召集し開催する。
- 2.役員は必要あるときいつでも常会の開催を会長に対し請求できる。
- 3.常会の議長は、会長または会長の指名する者がこれにあたる。

### 第16条 常会付議事項

常会に付議する事項は次の通りとする。

- 1.総会に提出する重要議案
- 2.通常の運営事項並びに緊急を要する事項
- 3.その他会員により委任された事項

### 第17条 常会の議事

常会の議事は役員2分の1以上と任意の一般会員の出席を以って成立し、議決は出席者の3分の2以上を以って有効とする。

## 第5章 雑則

### 第18条 規約の改正

本規約は、常会において審議し総会の議決を経て決定する。

### 第19条 規定

本規定で定めるものの外、事業の実施に必要な事項は総会の議決を経て実施する。

### 第20条 財産の維持管理

- 1.本会の財産の取得及び処分については、役員会の承認を得なければならない。
- 2.取得財産の名義人は役員会の承認を得て会長とする。
- 3.本会が取得した、財産の維持管理、運営については会員全員の責任のものとする。

### 第21条 慶弔金

本会は第5条第4項に基づき、慶弔金制度を定める。

- (1)開店 花輪またはお祝い金
- (2)不祝儀 花輪または香料(会員および配偶者)
- (3)見舞金 役員一任

以上 規約は2013年4月改正

第22条 仲介料(平成31年度通常総会により制定)

イベント出店仲介に関する手数料の設置

当会が仲介した地域イベントへの出店にあたっては、原則、仲介手数料を申し受けるものとする。金額については、イベントの規模や内容に依るものとする。

第23条 報酬(令和元年度通常総会により制定／令和3年度通常総会により破棄／令和4年度通常総会により、復活および報酬額修正)

当会の諸事や近隣団体との交流など、活動が頻繁になっていることもあり、役員を筆頭に負担が増加している。そこで、これまで、不明瞭であった以下の項目等に報酬額を設定する。

これらの報酬は、当会の目的と、そのための事業において、個人(個店)の負担が大きいと判断されるものは、都度、相談の上、追加や修正を行うものとする。

- 定例会等への会場提供: 1時間1000円(備品・什器等の借用を含む)
- 他団体の行事への協力や出席: 1時間1000円(交通費・飲食代は別途、実費)
- 補助金の申請書作成、報告書作成代行業務: 申請額の10%程度
- 回覧板等の書類作成: 月5000円程度
- 月会費の回収業務: 月5000円程度
- 会員勧誘の成功報酬: 1店舗加入につき2000円

以下、令和4年度総会にて廃止されました。

第24条 商店会事務の外部委託(令和3年度通常総会により制定)

以下に挙げるような商店会における事務業務は横浜市の商店街組織持続化支援事業を活用した上で、外部業者へ業務委託することができる。

- 定例会準備及び資料、議事録 作成等の事務局支援
- チラシ、会報誌等の情報発信のための配布物作成やメール等を用いた情報発信
- 各種申請書、報告 書等の作成